令和2年2月27日

公益社団法人京都府助産師会

事業担当者　　　各位

事業担当責任者　各位

会長　丹所紀代子

会の事業を担当する際の提出書類について

　向春の候、平素より京都府助産師会の事業運営にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

当会会員が公益事業（業務委託・外部協力を含む）に従事する際、以下の取り決めに承諾して頂くことが理事会にて決議されました。これは、会員本人と助産師会を現在の社会情勢や消費者から守るための方策として実施されるものです。皆様にはご理解をいただき、なにとぞご協力頂くことをお願い申し上げます。

記

1. 会員は、当会の公益事業担当の際には、「証明証」を携帯する。この証明証は、事業担当の変更、保険期間の変更時、毎年定期的に更新される。

（証明証記載事項）

　顔写真、会員氏名、会員番号、職務内容、証明期間、個人賠償責任保険の加入、誓約書の提出、義務研修の受講歴（業務委託年２回以上、それ以外は義務研修受講年一回以上）

1. 会員は、当会の公益事業担当に着任する際には、「誓約書」及び「秘密保持誓約書」の文面を確認し、住所、氏名を自署し、捺印し、京都府助産師会 安全対策委員長に提出する。
2. 各事業担当責任者は、メンバーがこの取り決めを遵守することを監督する。具体的には、新メンバーへ提出書類の説明と配布を行う。各自、初回事業担当日までに必要書類を揃え、証明証の発行を安全対策委員長に申し出る。証明証の更新についても各自で安全対策委員長に発行の依頼を行う。

備考　「証明証」「誓約書」「秘密保持誓約書」の管理及び事務処理及び義務研修は安全対策委員会が責任を持つ

以上